

勝浦町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 勝浦町

事 業 名 : 勝浦町簡易水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 10 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 平成 40 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和 29 年 3 月 20 日	計 画 給 水 人 口	4,481 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現 在 給 水 人 口	4,661 人
		有 収 水 量 密 度	0.84 千 ^m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 , <input type="checkbox"/> その他		
施 設 数	浄水場設置数	12	管 路 延 長 105.147 千 m
	配水池設置数	12	
施 設 能 力	2,704 m ³ /日	施 設 利 用 率	89.5 %

③ 料 金

料金体系の概要・考え方	定額と従量制の料金体系であり、地区ごとに異なっており12通りです。詳細は、別添のとおりです。		
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 30 年 4 月 1 日		

④ 組織

平成30年度現在、本町では建設課兼簡易水道対策室にて、他の事業と兼務しながら水道事業に従事しています。

課長兼室長1人、係長1人、主事1人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成29年度から、12の簡易水道を1簡易水道にソフト統合しました。維持管理については、水道水質検査業務委託や漏水調査業務、自家用電気工作物保安業務、検針業務、修繕等、基本的に民間業者に委託できるものは委託しています。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

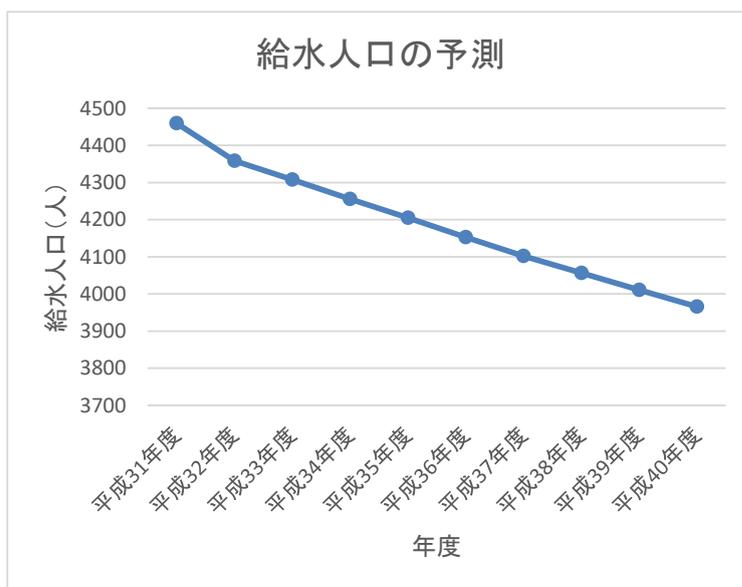
平成29年度に策定・公表した平成28年度決算の「経営比較分析表」を添付しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町の給水人口は、平成29年度末で4,661人で、普及率は87.4%と全国平均97.9%、徳島県96.9%を下回っている状況です。

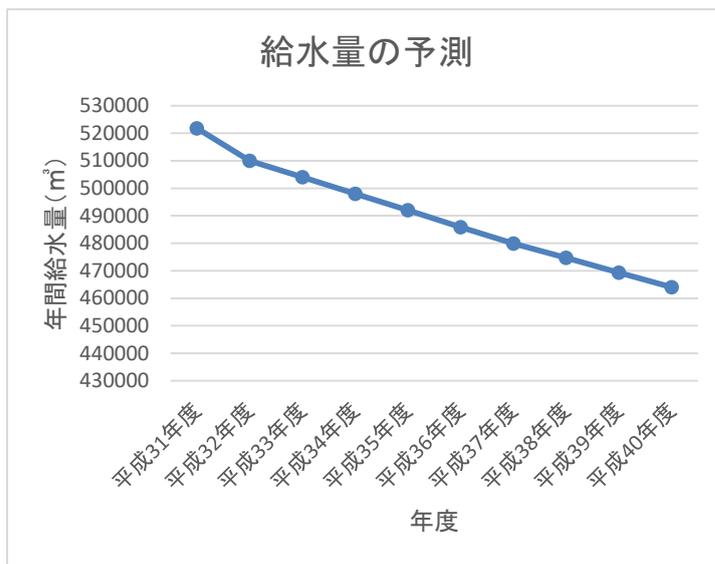
今後は、地域の要望と町の条件とが合致すれば未普及地域への水道施設を行います。なれば、人口減少に伴い給水人口も減少していくものと予想されます(平成40年度末3,966人 推計値)。※推計の基となる勝浦町全体の人口は、平成27年10月作成の勝浦町人口ビジョンを採用しました。



(2) 水需要の予測

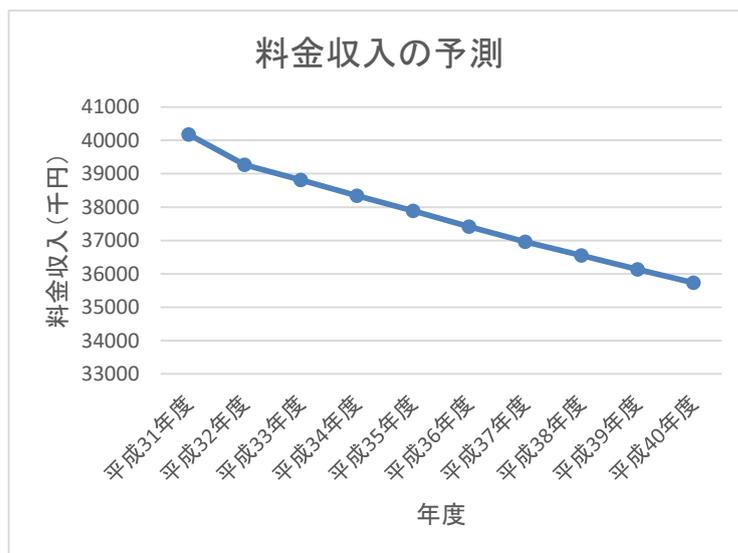
水需要の推計では、平成29年度の有収水量を基に今後10年間の有収水量を予測しました。結果、平成29年度末546,419 m^3 /年(117 m^3 /年・人)から計画期間の平成40年度には464,022 m^3 /年となり、15%程度減少する見込みです。

本町では、人口対策として、ソフト面ではI・Uターン定住者への助成事業、農業で生計を立てる新規就農者への助成、町内外を問わず新築を建築し住所移転する者への助成事業等を行っています。また、ハード面では、宅地造成を行い新たな水需要者の増加を期待していますが、新たな転入者数より人口の自然減少数や転出者数が多く、給水人口の減少とともに水需要は減少しています。また、節水型器具の普及や水利用者の節水意識の高まりにより、継続して減少していくものと予測します。



(3) 料金収入の見通し

料金収入の見通しは、平成29年度の供給単価及び一人当たりの有収水量並びに将来の給水人口推計値から算出しています。結果、平成29年度42,269千円から計画期間の平成40年度には35,730千円となり、15%程度減少する見込みです。



(4) 施設の見直し

現在稼働している水道施設のほとんどは、昭和29年から昭和57年にかけて整備しており、安全で安定した水の供給に努めてきました。しかし、古い施設では63年が経過しており、浄水・送水・配水施設の経年劣化が進んでいる状況です。平成24年度から、今山地区の未普及地域解消に伴い黒岩地区の簡易水道を更新、また、沼江区域においては、平成25年度に配水池の改築や管路の更新を行い、配水池改築については施設の統廃合を行い実施しました。また、今後も、地元水道組合と協議を行うとともに、今後の水需要や給水人口を予測し、施設の統廃合や合理化による施設改良を検討する必要があります。

(5) 組織の見直し

建設課兼簡易水道対策室の内、簡易水道対策室の職員は3人で、全員が道路維持管理や国土調査業務等建設課の業務を兼任しているため、これ以上の人員削減は現実的でない状況です。また、公営企業会計への移行については、移行及び移行した場合の業務量増加に対応するための人員確保が必要であり、職員不足のなか、今後の課題となっています。

3. 経営の基本方針

給水人口が減少し、水需要も減少する中で、水道料金の減収が予測されます。一方で、施設の老朽化や今後30年以内に起こるとされる南海トラフ巨大地震の対応が求められています。このような状況下においても、「安全性」・「強靱性」・「持続性」のある水道事業として水道を供給するため、料金水準や施設更新等を検討したうえで、財政計画や更新計画を策定し、計画的な施設更新及び経営基盤強化を続けます。また、アセットマネジメント活用の検討や将来の水需要を見据えた効果的な施設運用のための地区施設の再編や未普及地域の解消等についても検討を行います。さらには、災害を想定した給水体制、復旧に向けた取り組みを常に意識し、万が一の場合にも早期復旧が可能な体制を構築に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	毎年度88,000千円の施設更新を行うこと
-----	-----------------------

- ① 中山横瀬地区古川の区域の配水管改良を平成30年度から31年度にかけて行います。
- ② 中角地区の水道施設の更新について、平成30年度から31年度にかけて行い、川北地区施設から中角地区に連絡管を整備し統合します。
- ③ 計画における建設改良費は、これまでの実績や平成22年度に算出した更新概算費用を基に、更新費用を算定し、施設全体を60年サイクルで更新すると仮定し、平均の88,000千円/年(内8,000千円は給水工事等起債対象外経費)としました。
- ④ 実施にあたっては、地元水道組合との合意に基づいた更新計画を策定し、実施します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	更新等事業実施毎に、水道料金を施設改良に係る地方債元利償還金の1/2分及び給水工事等起債対象外経費の2/3を無利子30年償還とした経費分値上げすること
-----	---

- ① 施設改良にあたっては、企業債や過疎債を利用し、残りは一般財源とすることを基本としますが、料金値上げや経費節減を行っても不足する場合は、一般会計からの繰入金とします。
- ② 繰入金については、地方公営企業繰出基準に基づき、企業債元利償還分等の基準内繰入を計上するとともに、収支均衡を図るために基準外繰入を計上しました。
- ③ 国庫補助金等については、平成28年度末における本町の供給単価が77.36円/m³であり補助要件に満たないため、国庫補助金等は見込めないものとしました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成31年度に中角地区施設が廃止され、川北地区施設に統合することを踏まえ、施設の維持管理に係る経費の抑制が期待できます。

一方で、管路については布設から耐用年数の40年を迎えるものが多く存在し、漏水の拡大が予測されることや平成28、29年度に整備した膜ろ過設備の膜洗浄等を8年に1回程度実施する必要があることから、修繕費や動力費、薬剤費、委託費等営業費用はこれまで通り要すると判断しました。

検針業務委託については、既に委託しており大きな削減は見込めないと判断しています。また、料金徴収業務等の民間業者委託についても検討課題としていますが、給水件数が少なすぎるため、費用対効果面でメリットを見いだせない状況です。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	配水池等の改築に伴い、既存施設の廃止や統合を検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	配水池等の改築に伴い、給水人口や配水流量に基づく合理化を検討します。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	老朽管路更新に伴い漏水を減らすことで設備稼働率を下げ、機器等への負担を少なくし長寿命化を図るとともに、更新計画を策定し金額を平準化した更新の検討を行います。
広域化	平成28年度から徳島県が主催する「水道あり方研究会」に参加しており、引き続き検討を続けます。
その他の取組	施設更新等については地元水道組合と協議し、合意を得たうえで実施します。

② 財源について検討状況等

料 金	水道組合の合意が得られた地区から、水道料金を段階的に全簡易水道事業の平均供給単価(平均169.77円/㎡)に近い川北地区料金に値上げします。
企 業 債	—
繰 入 金	町独自の一般会計からの繰出基準を検討します。
資産の有効活用等 (*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	国庫補助金や過疎債等可能な限り有利な財源を利用します。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

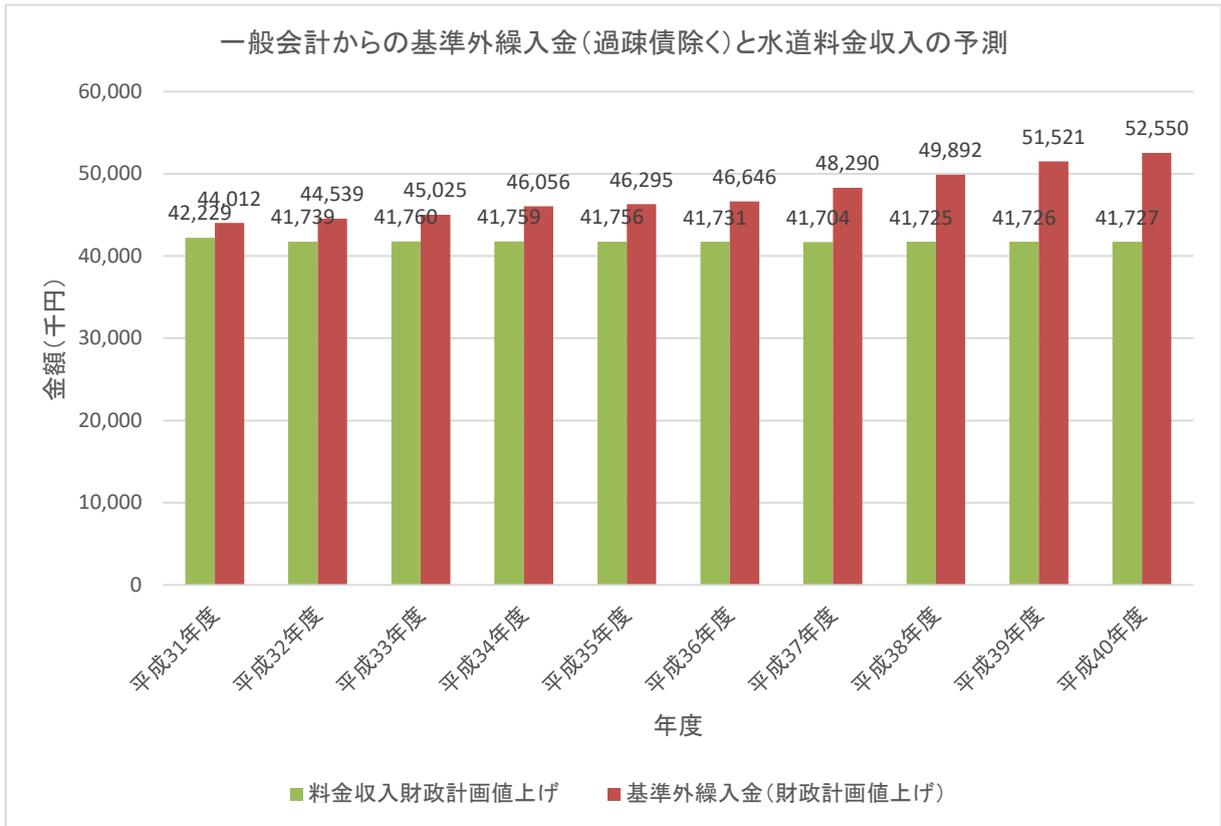
委託料	中角地区施設を廃止し、川北地区施設に統合することで、水質検査委託料の低減を図ります。
修繕費	漏水が多い路線については、更新計画に反映し更新することで、修繕費の低減を図ります。
動力費	管路更新による漏水の減少や中角地区施設の施設統合により、動力費の低減を図ります。
職員給与費	—
その他の取組	—

(4) 投資・財政計画(収支計画)に基づく企業債残高等

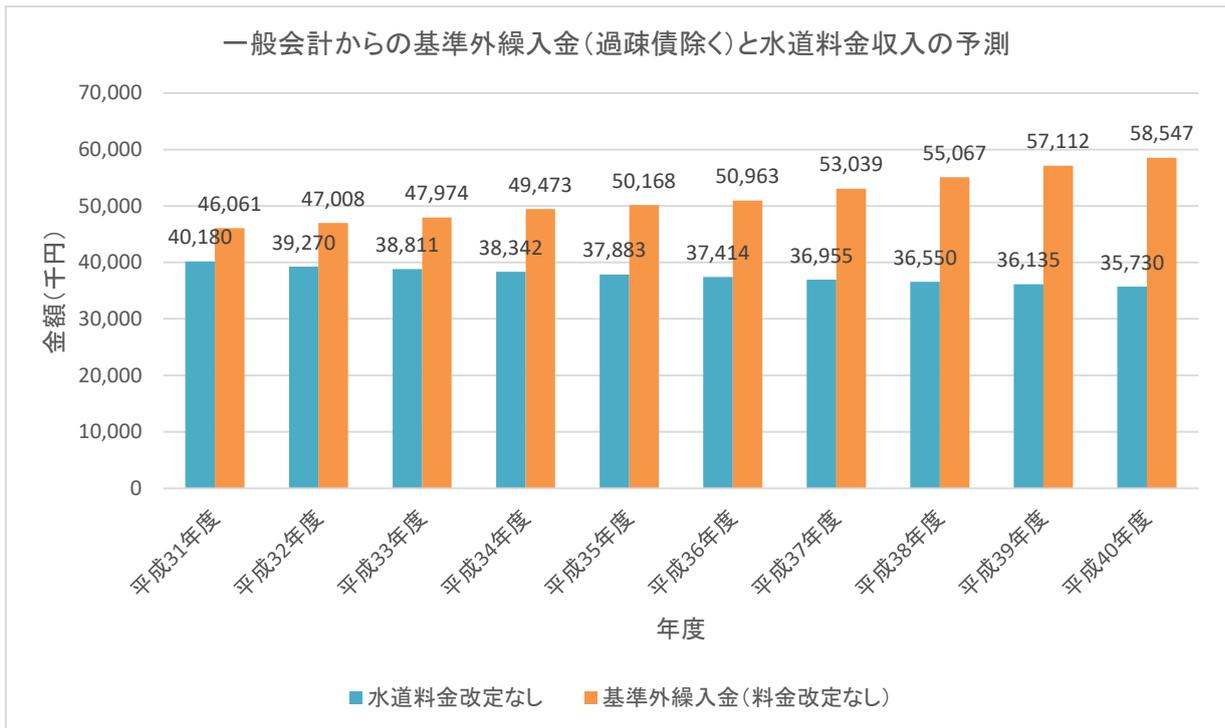
① 企業債残高



② 財政計画に基づく値上げを行った場合の料金収入及び基準外繰入金の予測

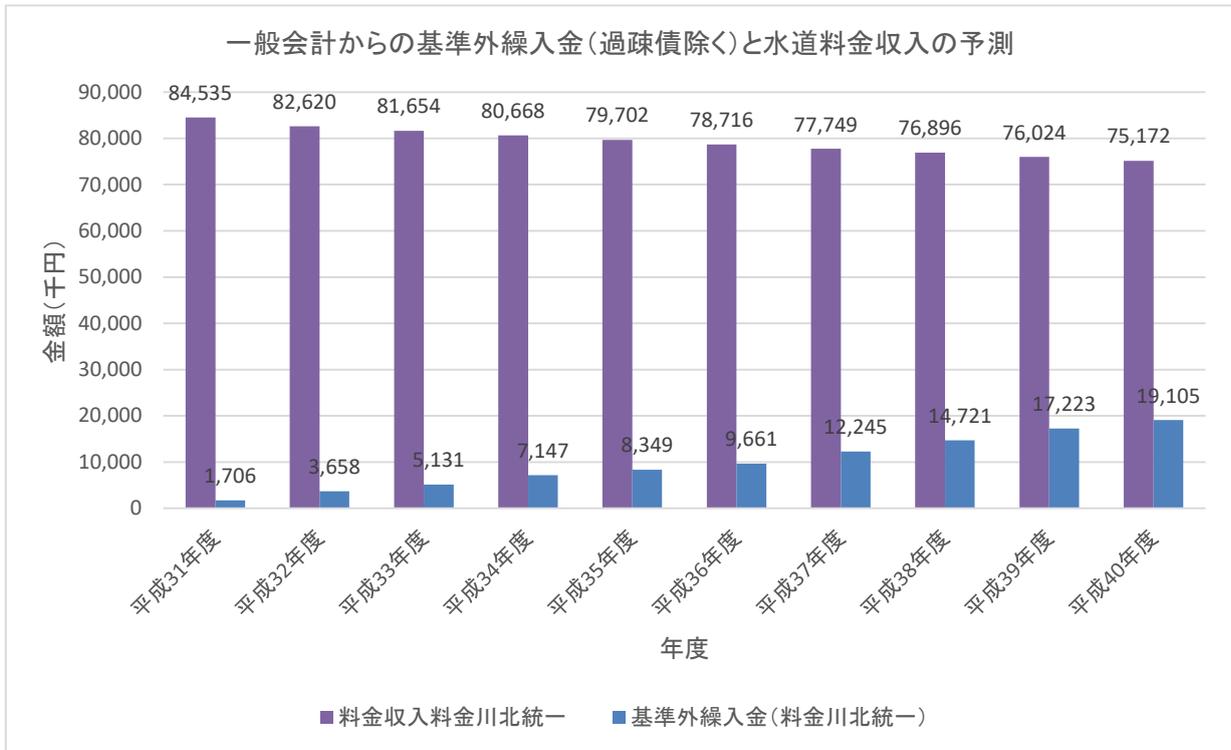


③ 料金改定を行わない場合の料金収入及び基準外繰入金の予測



④ 川北地区料金に統一した場合の料金収入及び基準外繰入金の予測

川北地区料金に統一すれば、一般会計の負担を大きく緩和することができます。



5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>基本的に各地区に水道組合があるため、水道組合を通じた意見交換を行い、経営戦略の事後検証や進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを図ります。</p>
-----------------------------------	--

勝浦町簡易水道料金表（平成30年4月1日現在）

1 黄檗地区

年間料金
20,000円

2 坂本地区

メーター口径	基本水量 (1か月)	基本料金 (1か月)	超過料金 (1 m ³)
13mm	10m ³	1,000円	20円
20mm		1,216円	
25mm		1,324円	
30mm		1,648円	
40mm		2,512円	
50mm		3,052円	

3 与川内地区

メーター口径	基本水量 (1か月)	基本料金 (1か月)	超過料金 (1 m ³)
13mm	10m ³	1,300円	120円
20mm		1,516円	
25mm		1,624円	
30mm		1,948円	
40mm		2,812円	
50mm		3,352円	

4 中山横瀬地区

基本水量 (1か月)	基本料金 (1か月)	超過水量 (1か月)	超過料金 (1 m ³)
10m ³	500円	11m ³ 以上30m ³ 以下	50円
		31m ³ 以上	60円

5 棚野久国地区

メーター口径	基本水量 (1か月)	基本料金 (1か月)	超過水量 (1か月)	超過料金 (1 m ³)
13mm	10m ³	1,000円	10m ³ を超え 40m ³ まで	60円
20mm		1,216円	40m ³ を超え た分	80円
25mm		1,324円		
30mm		1,648円		
40mm		2,512円		
50mm		3,052円		

6 生名地区

基本水量 (1か月)	基本料金 (1か月)	超過水量 (1か月)	超過料金 (1 m ³)
5 m ³	1,175円	5 m ³ を超え30m ³ まで	30円
		30m ³ を超え100m ³ まで	40円
		100m ³ を超えた分	50円

7 中角地区

基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
0 m ³	1,000円	30円

8 西岡地区

基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
10m ³	950円	40円

9 沼江掛谷地区

(1) 掛谷区域

基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過水量 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
10m ³	400円	11m ³ 以上50m ³ 以下	10円
		51m ³ 以上100m ³ 以下	20円
		101m ³ 以上133m ³ 以下	40円
		134m ³ 以上166m ³ 以下	80円
		167m ³ 以上	100円

(2) 沼江区域

メーター口径	基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
	13mm	8 m ³	1,836円
20mm	2,052円		
25mm	2,160円		
30mm	2,484円		
40mm	3,348円		
50mm	3,888円		

10 星谷地区

基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過水量 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
10m ³	2,000円	11m ³ 以上30m ³ 以下	30円
		31m ³ 以上100m ³ 以下	40円
		101m ³ 以上	50円

11 川北地区

メーター口径	基本水量 (1 か月)	基本料金 (1 か月)	超過料金 (1 m ³)
13mm	8 m ³	1,836円	162円
20mm		2,052円	
25mm		2,160円	
30mm		2,484円	
40mm		3,348円	
50mm		3,888円	

経営比較分析表（平成28年度決算）

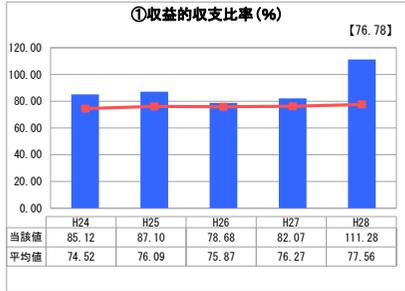
徳島県 勝浦町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)	
-	該当数値なし	87.33	500	

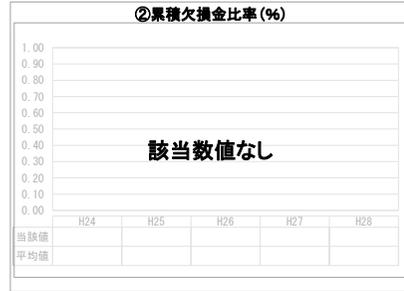
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5,448	69.83	78.02
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,747	6.50	730.31

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



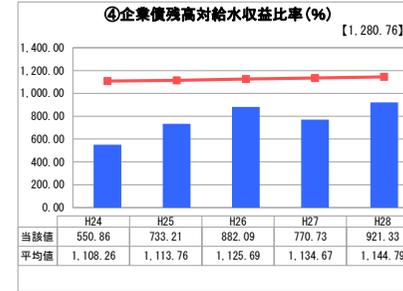
「単年度の収支」



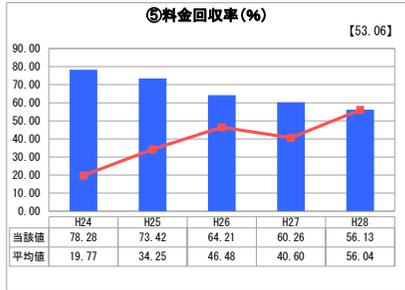
「累積欠損」



「支払能力」



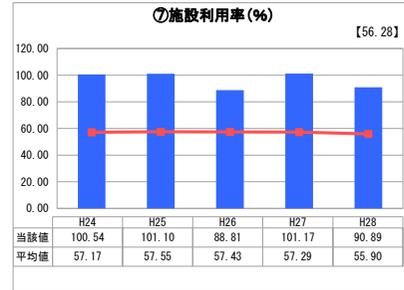
「債務残高」



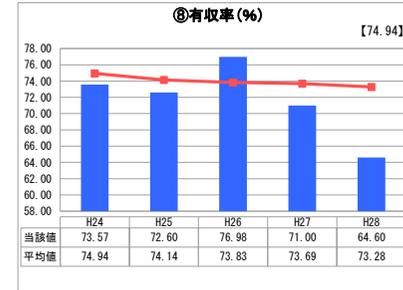
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

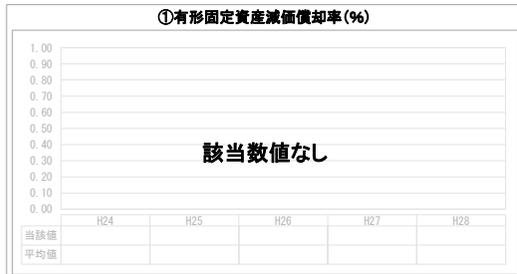


「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率及び料金回収率共に類似団体平均値をやや上回っているものの、料金収入以外の収入に頼っている割合が高い状況にある。
 企業債残高対給水収益比率は平均値よりも下回っているものの、今後も施設の更新を控えていることから上昇することが予想される。
 今後の老朽施設の改良や人口減少等による料金収入の減少に伴う給水原価の上昇をふまえ、必要な時期に料金の見直しをする必要がある。

施設利用率及び有収率について、施設を十分に利用できているものの有収率が下がっており漏水が拡大していることがわかる。過大な施設の利用率は設備の寿命を縮める要因となる恐れがあることから、漏水対策及び計画的な管路更新について早急な対応が必要である。

2. 老朽化の状況について

管路更新状況は、5ヶ年の平均が1.8%と類似団体平均値を上回っている。管路更新率1.8%は、約60年サイクルの管路更新であり、引き続き計画的で継続的な管路更新の必要がある。

全体総括

南海巨大トラフ地震や50年、100年先の給水人口・施設状況を見据えながら施設の更新や統合を検討すると共に、水道料金の見直しを行い、バランスの良い施設の利用及び料金負担並びに持続可能な経営について検討する必要がある。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度	平成39年 度	平成40年 度
収 益	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	59,207	73,977	73,792	73,602	73,559	73,516	73,534	74,028	75,553	77,075	78,591	80,109
		(1) 営 業 収 益 (B)	43,580	42,392	43,540	43,050	43,071	43,070	43,067	43,042	43,015	43,036	43,037	43,038
		ア 料 金 収 入	42,269	41,081	42,229	41,739	41,760	41,759	41,756	41,731	41,704	41,725	41,726	41,727
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311	1,311
		(2) 営 業 外 収 益	15,627	31,585	30,252	30,552	30,488	30,446	30,467	30,986	32,538	34,039	35,554	37,071
		ア 他 会 計 繰 入 金	15,627	31,585	30,252	30,552	30,488	30,446	30,467	30,986	32,538	34,039	35,554	37,071
		イ そ の 他												
		2 総 費 用 (D)	74,177	74,205	73,792	73,602	73,559	73,516	73,534	74,028	75,553	77,075	78,591	80,109
		(1) 営 業 費 用	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925	67,925
ア 職 員 給 与 費	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	67,801	
(2) 営 業 外 費 用	6,252	6,280	5,867	5,677	5,634	5,591	5,609	6,103	7,628	9,150	10,666	12,184		
ア 支 払 利 息	6,252	6,280	5,867	5,677	5,634	5,591	5,609	6,103	7,628	9,150	10,666	12,184		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 14,970	△ 228											
資 本 的 収 入	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	146,729	42,719	105,388	105,652	106,708	108,812	109,266	109,425	111,132	112,856	114,600	115,143
		(1) 地 方 債	83,500	11,100	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	22,403	31,619	65,388	65,652	66,708	68,812	69,266	69,425	71,132	72,856	74,600	75,143
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	40,826											
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	244,649	42,719	105,388	105,652	106,708	108,812	109,266	109,425	111,132	112,856	114,600	115,143
(1) 建 設 改 良 費	229,877	27,066	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000	88,000		
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	14,772	15,653	17,388	17,652	18,708	20,812	21,266	21,425	23,132	24,856	26,600	27,143		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 97,920												

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度	平成39年 度	平成40年 度
収支再差引	(E)+(I) (J)	△ 112,890	△ 228										
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	113,118	228										
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	228											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	黒字 (P)	228											
	赤字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	66.6%	82.3%	80.9%	80.7%	79.7%	77.9%	77.6%	77.6%	76.6%	75.6%	74.7%	74.7%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	43,580	42,392	43,540	43,050	43,071	43,070	43,067	43,042	43,015	43,036	43,037	43,038
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	463,611	459,057	481,669	504,017	525,309	544,497	563,231	581,806	598,674	613,818	627,218	640,075

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成32年 度	平成33年 度	平成34年 度	平成35年 度	平成36年 度	平成37年 度	平成38年 度	平成39年 度	平成40年 度
収益的収支分		15,627	31,585	30,252	30,552	30,488	30,446	30,467	30,986	32,538	34,039	35,554	37,071
うち基準内繰入金		3,126	3,140	2,934	2,839	2,817	2,796	2,805	3,052	3,814	4,575	5,333	6,092
うち基準外繰入金		12,501	28,445	27,318	27,713	27,671	27,650	27,662	27,934	28,724	29,464	30,221	30,979
資本的収支分		22,403	31,619	65,388	65,652	66,708	68,812	69,266	69,425	71,132	72,856	74,600	75,143
うち基準内繰入金		7,386	7,827	8,694	8,826	9,354	10,406	10,633	10,713	11,566	12,428	13,300	13,572
うち基準外繰入金		15,017	23,792	56,694	56,826	57,354	58,406	58,633	58,712	59,566	60,428	61,300	61,571
基準外のうち過疎債		8,300	10,900	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
過疎債除く基準外繰入金		6,717	12,892	16,694	16,826	17,354	18,406	18,633	18,712	19,566	20,428	21,300	21,571
合 計		38,030	63,204	95,640	96,204	97,196	99,258	99,733	100,411	103,670	106,895	110,154	112,214
うち過疎債除く基準外繰入金		19,218	41,337	44,012	44,539	45,025	46,056	46,295	46,646	48,290	49,892	51,521	52,550